

書面や伝聞供述の場合、反対尋問に晒されていないのでそれだけでは証拠能力をもたないが、相手方当事者が同意すれば反対尋問権を放棄したことになるから、例外的に証拠能力が認められることになる（刑事訴訟法326条）。

この同意権を誰に付与するかについては様々な組み合わせが考えられるが、最も簡明な方法として、①検察官が申請した書面又は検察官が申請した証人が法廷で述べた伝聞供述については、被告人だけが同意権を有し、訴訟参加人は同意権を有しないものとし、②訴訟参加人が申請した書面又は訴訟参加人が申請した証人が法廷で述べた伝聞供述については、被告人だけが同意権を有し、検察官は同意権を有しないものとし、③被告人が申請した書面又は被告人が申請した証人が法廷で述べた伝聞供述については、それが検察官設定の訴因に関わるときは検察官だけが、訴訟参加人が設定した訴因に関わるときは訴訟参加人だけが、それぞれ同意権を有するものとして、手続が混乱しないようにした。

#### 第11（異議の申立て）

- 1 訴訟参加人は、証拠調べに関して異議を申し立てることができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができるものとする。

#### □ 趣旨説明

[第1項について]

刑事訴訟法309条1項と同様の規定である。裁判長の証拠決定、尋問の制限などの処分について、訴訟参加人は、被告人、検察官と同様に異議申立権をもつことにした。訴訟参加人が当事者である以上、当然の規定である。証拠請求が却下されたときなど、直ちに異議の申立てができることになる。

[第2項について]

これも刑事訴訟法309条2項と同様の規定である。

裁判長の訴訟指揮、法廷警察権の発動について、訴訟参加人の意向を反映させることができるようにした。

#### 第12（尋問及び質問）

- 1 訴訟参加人は、証人、鑑定人に尋問し、被告人に質問することができるものとする。
- 2 被告人は、訴訟参加人に質問することができるものとする。

#### □ 趣旨説明

[第1項について]

証人、鑑定人、被告人に対して訴訟参加人が直接、尋問し、質問する権利を保障したものであり、従来から被害者等が強く求めてきた権利の一つである。

また、被害者等は事件を自ら体験した者であるから、被害者等でなければ追及できない視点があることも否定できない。被告人の弁解、証人の証言、鑑定人の意見に対して、直ちに、その場で反論したり、チェックするために尋問、質問をおこなうことは、真実発見のためにも有益である。

[第2項について]

訴訟参加人だけが被告人に質問し、被告人が訴訟参加人に質問できないとすると、公平を欠く。そこで被告人も訴訟参加人に対して質問できるようにした。

### 第13 (宣誓免除)

裁判所は、訴訟参加人に対する質問について、宣誓を免除することができるものとする。

趣旨説明

証人は証言するとき宣誓させられるが(刑事訴訟法154条)、訴訟参加人は当事者であり証人ではない。そこで訴訟参加人質問のときは、宣誓を免除できるものとした。

### 第14 (忌避)

訴訟参加人は、不公平な裁判をする虞のある裁判官を忌避することができるものとする。

趣旨説明

不公平な裁判をするおそれのある裁判官を、別の裁判官に交代させることである。刑事訴訟法上、検察官、被告人にも同様の権利がある(刑事訴訟法21条)。

### 第15 (意見陳述)

訴訟参加人は、証拠調べが終わった後に、事実の整理、証拠の評価、法律の適用及び心情その他について意見を陳述することができるものとする。

趣旨説明

刑事訴訟法292条の2の意見陳述制度ではカバーできない権利を定めたものである。現行の意見陳述は、被害感情を訴える場であり、しかも権利ではなく裁判所の裁量により認められている。

これに対し、ここでいう意見陳述は検察官の意見陳述権（刑事訴訟法293条1項）と同様の性質を有する権利であり、被害感情の訴えはもとより、事実の整理、証拠に対する評価、法律解釈についての見解（論告）、求刑意見も含まれる。

## 第16 （判決）

裁判所は、判決において訴訟参加人が設定した訴因を排斥する場合は、その理由を示すものとする。

### □ 趣旨説明

訴訟参加人が設定した訴因を排斥する判決には、きちんとその理由を示さなければならぬものとした。

理由は訴訟参加人を納得させよう、具体的に書かなければならぬ。

## 第17 （上訴）

- 1 訴訟参加人は、無罪判決に対して、上訴することができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、訴訟参加人が設定した訴因の判決に対して、上訴することができるものとする。

### □ 趣旨説明

[第1項について]

検察官が設定した訴因に関する判決について、無罪判決があっても検察官が上訴しない場合に、訴訟参加人はどうすればよいか。検察審査会に持ちこんで上訴相当の結論を得た後、訴訟参加人が上訴する制度を設けるという案も出たが、それでは2週間の上訴期間に間に合わない。裁判所の上訴許可をとってから上訴するといっても、無罪判決を出した裁判所が上訴許可をしないであろう。そこで、訴訟参加人が直接上訴する制度を創設することにした。

被害者等が判決に対して不満をもつ最大のは量刑不当であるが、そこまで訴訟参加人に上訴権を認めるのは、上訴範囲を拡大し過ぎることになるので、ドイツ法にならい無罪判決に限定した。

[第2項について]

訴訟参加人が検察官から独立して訴因を設定したときは、上訴する理由を無罪判決の場合に限定する必要はないので、事実誤認のみならず、量刑不当を理由としても上訴できるものとした。

## 第18 （補佐人）

- 1 訴訟参加人は、弁護士を補佐人として選任することができるものとする。